

令和7年度船橋市物価高騰に係る臨時特別給付金支給実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受け教育費の負担が増している児童生徒の保護者に対し、物価高騰に係る臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年10月31日に船橋市就学援助制度の認定対象となっている児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）の保護者とする。

(支給額等)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより給付金を支給する。
2 給付金の支給額は対象児童生徒1人当たり10,000円とし、支給回数は1回とする。

(支給の方法)

第4条 給付金は、就学援助費の振込先として保護者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
2 給付金の支給は、就学援助費の支給と同時に行うものとする。ただし、同時に支給することが困難な事由がある場合は、この限りでない。

(不当利得の返還)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給相当額の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第6条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月3日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給対象となった場合は、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。